

# 函館大妻高等学校学則

## 第1章 総 則

- 第1条 本校は、学校教育法の趣旨に則り、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育及び専門的教育を施すことを目的とする。
- 第2条 本校は、函館大妻高等学校といい、学校法人函館大妻学園が設置する。
- 第3条 本校は、北海道函館市柳町14番23号に置く。
- 第4条 本校の教育方針は、次のとおりとする。
- (1) 校訓「恥を知れ」をもとに、「よい娘、よい妻、よい母、よい社会人」として、社会、家庭に役立つ近代的女性の育成。
  - (2) 学力向上、技能修得に意欲的に努力する実践力にとむ女性の育成。
  - (3) 礼儀正しく規律を重んじ、誠実で責任感の強い、自主的協調性のある心身ともに健康で明朗な女性の育成。

## 第2章 課程の組織及び収容定員

- 第5条 本校の、課程の組織及び収容定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科		収 容 定 員			
			1 年	2 年	3 年	計
全 日 制	普 通 科		45 人	45 人	45 人	135 人
	家庭に関する学科	家 政 科	45	45	45	135
		食物健康科	40	40	40	120
	福 祉 科		40	40	40	120
全日制専攻科	家庭に関する学科	家 政 科	40			40

- 2 1学級の生徒の数は、各科40人を標準とする。

## 第3章 修業年限、学年、学期、授業日及び休業日等

- 第6条 修業年限は、普通科、家政科、食物健康科及び福祉科は3カ年、専攻科は1カ年とする。
- 第7条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。  
学年を分けて次の3学期とする。
- 第1学期 4月1日から 7月31日迄  
第2学期 8月1日から 11月30日迄  
第3学期 12月1日から 3月31日迄
- 第8条 授業日数は、毎学年200日を標準とする。
- 第9条 授業終始の時刻は、校長が定める。
- 第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に定める日
  - (2) 土曜日及び日曜日
  - (3) 開校記念日（9月5日）
  - (4) 夏季休業日 7月20日から8月21日迄の間において引続き28日
  - (5) 冬季休業日 12月20日から1月21日迄の間において引続き28日
  - (6) 春季休業日 3月20日から4月6日迄の間において引続き15日
- 2 前項第5号、第6号及び第7号に掲げる期日又は期間は、校長が定める。
  - 3 校長は、第1項第5号、第6号及び第7号に掲げる休業日の総日数を変更しないで、それぞれの休業日の日数を変更することがある。
  - 4 校長は、教育上特に必要があるとき、第1項（第1号を除く）の規定にかかわらず休業日を授業日とすることがある。
  - 5 校長は、校務運営上やむを得ないと認めるときは、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 教育課程、学習評価及び卒業

- 第11条 教育課程については、学校教育法に規定する学習指導要領の基準により、別表の教育課程表のとおりとする。
- 2 福祉科の養成課程及び履修方法については、次のとおりとする。
    - (1) 介護福祉士国家試験受験資格取得のため、「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。
    - (2) 生徒は別表第五の教育課程表の定めるところにより、規定された科目と単位数をすべて履修し、修得しなければならない。
- 第12条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、生徒の平素の成績を評価して認定する。
- 第13条 校長は、卒業を認定した者に別記第1号様式の卒業証書を授与する。
- 2 食物健康科を卒業した者で、調理師法施行規則第6条第1号に定める教科科目及び授業時間数を履修し、単位を修得した者は、調理師法第3条第1項第1号に基づき調理師免許を申請できる。
  - 3 校長は、前項の申請に際し、調理師法施行規則第1条第2項第1号に規定する卒業証明書及び調理師養成課程履修証明書を発行する。

#### 第5章 職員組織

- 第14条 本校には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助手、事務職員、その他必要な職員を置く。
- 2 教職員に関する必要な規程は別に定める。

#### 第6章 入学、転学、退学及び休学等

- 第15条 生徒の募集人員及び入学願書の提出期日等は、その都度公示する。
- 第16条 本校に入学しようとする者は、中学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者でなければならない。

- 2 専攻科に入学しようとする者は、高等学校を卒業した者または卒業見込みの者でなければならない。
- 第17条 入学志願者は、別記第2号様式の入学願書に入学検定料を添えて指定の期日迄に校長に願い出なければならない。
- 第18条 入学を希望する者に対しては選抜を行い、校長がこれを許可する。
- 第19条 入学を許可された者は、指定の期日までに保証人を定め別記第3号様式の誓約書に住民票及び入学金を添え校長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める手続きが、指定の期日までに行われなときは、校長は入学の許可を取消すことがある。
- 第20条 保証人は、学校に対し生徒に関する一切の責任を負うことができる者でなければならない。
- 2 保証人は、保護者に事故のあるときはこれに代わって生徒の補導を行い、学校に対し生徒に関する身分上及び財産上の一切の責任を負わなければならない。
- 3 保護者は、生徒又は保証人について転籍、転居又は氏名変更等があった場合は、すみやかに校長に届け出なければならない。
- 4 校長は、保証人を適当でないと認めたときには、保護者に対しその変更を求めることがある。
- 第21条 生徒が休学又は退学しようとするときは、別記第4号又は第5号様式の願書により校長に願い出、許可を受けなければならない。
- 第22条 休学中の生徒が復学しようとするときは、別記第7号様式の願書により校長に願い出、許可を受けなければならない。
- 2 生徒が休学期間満了後もなお復学できないときは、校長は退学を命ずることがある。
- 第23条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、別記第6号様式の願書により、校長に願い出なければならない。
- 第24条 他の高等学校から転学を志望する生徒があるときは、校長は許可することがある。

## 第7章 授業料、入学金及びその他の費用

- 第25条 授業料、入学金及び入学検定料等の額は次のとおりとする。  
但し、時宜により変更することがある。

(1) 授業料(月額)	27,500円	専攻科	17,400円
(2) 施設充実費(月額)	4,000円		—円
(3) 実験実習費(月額)	5,000円		—円
(4) 入学金	130,000円		3,000円
(5) 入学検定料	15,000円		2,000円

- 第26条 授業料等は、毎月5日までにこれを納めなければならない。  
但し、この期間が休業中である場合及びこの期間後に納付義務の生じたものについての期間は、校長が定める。

- 第27条 授業料等は、出席の有無にかかわらず納めなければならない。
- 2 生徒が休学したときは、その期間に応じ、授業料等の全部又は一部を免除することがある。
  - 3 生徒の家庭が、授業料等の納入が著しく困難であると認められるときは、その全部又は一部を免除することがある。
- 第28条 生徒が正当な理由がないのに授業料等を3カ月以上滞納し、その後においても、納入の見込みがないと認められるときは、校長は退学を命ずることがある。
- 第29条 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第30条 P. T. A、生徒会活動及び同窓会活動等に要する費用で、その徴収の委託を受けたものについては、授業料等と同時に徴収することがある。

## 第8章 賞 罰

- 第31条 生徒が、成績、性向ともに優れ、他の模範となるときは、校長はほう賞することがある。
- 第32条 生徒が、この学則、その他本校の定める諸規則を守らず、又は生徒の本分にもとる行為があったときは、校長は、懲戒処分を行うことがある。
- 2 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。
  - 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する生徒に対してのみ行うものとする。
    - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
    - (2) 著しく学習を怠たり成業の見込みがないと認められる者。
    - (3) 正当の理由がなくして出席が常でない者。
    - (4) 学校の秩序を乱しその他生徒としての本分に反した者。
- 第33条 本校生徒の保証人（父母又はこれに代わるもの）は、共に学校教育を推進しなければならない。
- 第34条 この学則施行についての細則は、校長が定める。

附 則 この学則は、平成18年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成19年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成20年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成22年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成24年4月1日から実施する。

附 則 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この学則は、平成27年4月1日から施行する。